

第7回岩手県分権推進会議

日 時 平成21年8月5日(水) 13:30~

会 場 エスポワールいわて 2F 大会議室

1 開 会

○和山主幹 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回岩手県分権推進会議を開会いたします。

開会に当たり、当会議の座長であります達増知事より御挨拶を申し上げます。

○達増座長 皆様本日はお忙しい中お集まりくださいまして、まことにありがとうございます。今般の委員改選に当たりまして、新たにご就任をお引き受けくださいました新委員の皆様、また引き続きご就任いただきます委員の皆様に、それぞれ改めて感謝を申し上げます。

当会議は、市町村と県の対等、協力の関係を基本としながら、市町村、県及び国を通じた望ましい行政システムのあり方を検討するため、平成19年度に設置し、これまで市町村と県の役割分担の基本的な考え方や、本県の方権推進のための課題解決の方向などについて協議を重ねてまいりました。県では、当会議における皆様からのご意見等を踏まえ、岩手県権限移譲等推進計画の策定や、当該計画に基づく権限移譲等推進プログラムの策定等、計画的、体系的な権限移譲の推進を図ってまいりました。

また、国に対しても「地方に対する過剰な関与の是正」や「二重行政の解消」など、「地方分権推進のための提言」を行ってきたところであります。一方、国におきましては、現在地方分権改革推進委員会において、地方分権改革の検討が進められており、昨年5月には、国から県、県から市町村への権限移譲の拡大を中心とした第1次勧告が出され、また12月には義務付け・枠付けの是正や、国の出先機関の見直しに関する第2次勧告が出されています。

現在税財源の見直しなどに関する第3次勧告に向けて検討が進められており、その内容と、また勧告時期に大きな関心が寄せられております。。このような中で、本県といたしましても国の動向を注視しながら、住民本位の行政サービスの一層の向上を図り、着実に分権を進めていくため、さらに議論を深めていくことが重要であると考えておりますので、率直なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○和山主幹 それでは、議事に先立ちまして、今般任期満了に伴う委員の改選がありましたので、新任の委員をご紹介します。

伊藤彬委員です。

○伊藤委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○和山主幹 鈴木重男委員です。

○鈴木委員 よろしく申し上げます。

○和山主幹 田島平伸委員です。

- 田島委員 田島です。よろしくお願いします。
- 和山主幹 中村美知子委員です。
- 中村委員 よろしく申し上げます。
- 和山主幹 山本賢一委員です。
- 山本委員 よろしく申し上げます。
- 和山主幹 本日の会議では、同じく新任の委員であります甘竹勝郎委員、中屋敷十委員は都合により欠席となっております。

また、県関係の委員の異動がありましたので、ご紹介いたします。

企画理事兼県南広域振興局長の藤尾善一委員です。

- 藤尾委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 和山主幹 総合政策部長の高前田寿幸委員です。
- 高前田委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 和山主幹 地域振興部長の加藤主税委員です。
- 加藤委員 よろしくお願ひ申し上げます。
- 和山主幹 なお、都合によりまして相原委員、菅野委員は欠席、鈴木重男委員、藤尾委員、高前田委員は途中退席となります。

それでは、知事は所用のため、ここで退席となります。会議の進行につきましては、会議の設置要綱によりまして副座長の加藤委員をお願いをいたします。

また、本日甘竹委員から資料の提出がありましたので、席上に配付させていただいております。

2 議 事

(1) 協議

義務付け・枠付け、関与について

市町村の水平補完について

直轄事業負担金等の検討状況について

(2) 報告

地方分権推進のための国の制度改正等に関する提言

(3) その他

○加藤副座長 それでは、引き続き議事に入ります。

最初に、本日の議事内容につきまして確認させていただきます。まず、協議事項ですが、3点ございます。1つ目は、義務付け・枠付け、関与についてです。県において、県による

市町村に対する義務付け・枠付け、関与について、その検証した条例等の見直し方向案、これを提出しておりますので、これにつきまして御意見をお伺いします。

2つ目ですが、市町村の水平補完についてです。昨今また市町村の水平補完が脚光を浴びており、注目が出てきつつありますので、その方向性につきまして御意見をお伺いします。

3点目ですが、直轄事業負担金等の検証状況についてです。国の直轄事業に対する県負担金の問題、併せて県事業に対する市町村負担金、これに関する対応方向などにつきまして御意見をお伺いします。

その後報告事項になりますが、地方分権推進のための国の制度改正等に関する提言として、昨年度の本会議でいただいた御意見を取りまとめ、本年3月に国への提言を実施しておりますので、その内容等につきまして御報告するものです。

それでは、協議事項、まず1点目ですが、義務付け・枠付け、関与につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○工藤副部長 地域振興部副部長の工藤でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうから、協議内容について簡単に御説明をさせていただきます。

あらかじめ資料につきましてはお届けしておりますので、要点のみの説明でありますことを御了承願います。それでは、座ったままの御説明をお許し願います。

資料の1をお開きください。義務付け・枠付け、関与についてです。この義務付け・枠付け、関与につきましては、昨年12月に地方分権改革推進委員会が第2次勧告をいたしました。その中で取り上げられたもので、昨年の第6回の会議におきまして話題になったところです。

まず1番の定義です。義務付け・枠付けにつきましては、一定の課題に対処するために地方自治体に一定種類の活動を義務付けるという事務、あるいは活動について組織、手続、判断基準などによる制約を設けるという事務の内容です。

関与につきましては、国または県による助言、勧告、資料の提出の要求等を行う事務とされております。

対応の方向でありますが、県といたしましては第2次勧告による判断基準を踏まえ、県の条例、規則等について点検、検証し、その結果を今回御報告させていただきます。

また、国に対しては、昨年度の3月に提言書を提出しており、早期に見直しに取り組むよう今後も提言を進めていきたいと思っております。

2番目の本県の条例等の検証についてです。県の条例、規則、要綱、要領による市町村に対する義務付け・枠付け、関与がないかということにつきまして、多方面から検証しました。

3番目の検証対象の条例等についてですが、20の条例、16の規則、そして5つの要綱等、合わせて41の条例、規則、要綱等について検証したところです。これらの選定につきましては、市町村に関わりの深いものを全て抽出して検証したものです。

内容といたしまして、41の条例等につきまして努力規定、手続規定、交付金等の交付規定、申し出規定、その他ということで、合わせて86項目について確認をいたしました。

右のページのほうに移りまして、検証の方針についてです。次の3つに当てはまるものを除外し、その中で合理性のない規定がないかということについて検証したところです。

まず1点目は、分権推進委員会が設定した国の義務付け等を許容すべきものとしてまとめた判断基準があります。これに該当するものは除外しました。内容については、6ページを御覧ください。分権改革推進委員会でまとめた義務付け・枠付けの判断基準、メルクマールです。左側が許容する場合の判断基準、右側のほうが判断基準には該当しないものです。これは残さざるを得ないと判断するものの基準が、それぞれ大きな項目で7つずつあります。例えば「ドメスティック・バイオレンス、家庭内の配偶者に対する暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」というものがありますが、こういったものについては県に対して基本的な計画をつくれという義務付けがされています。あるいは今話題になっている新型インフルエンザの関係についても、県に対して感染症の予防のための施策の実施に関する計画をつくれという義務付けがされておりますが、それぞれ今のものについては左側のページの5番と6番、国民を保護するための事務、あるいは広域的な被害の蔓延を防止するための事務などに該当するというので、合理性のあるものについては義務付け・枠付けについては認めざるを得ないだろうということで、分権委員会の判断基準はそうになっております。そういった事務につきましては、除外させていただきました。

2番目ですが、資料1のほうに戻りまして、先ほどのもの以外としまして、条例等の内容について個別に合理性があるかどうかについてア、イ、ウ、エ、オのそれぞれ5つの視点から検討しました。例えば単なる奨励に留まるものなのかどうか、合理性があるのかどうか、必要不可欠な事務なのかという観点です。

そして、3点目ですが、法定受託事務に関する条例等につきましては、第1次分権改革におきまして見直し済みであることから、今回は検証の対象から除外いたしました。

見直しの方向の案ですが、合理性のない規定につきましては、奨励にとどめることも含めて廃止するよう見直しをしたいと考えております。

2点目ですが、このような方針に従い条例等の所管部局において検証した結果、3つの規則と4つの条項が見直し、あるいは廃止が必要と認められたところです。ここについては、別紙1、2ページを御覧ください。上の表ですが、これは全体として41の条例、規則等について点検し、それぞれ検討対象が86条項あったということです。その中で一番下の

計の欄を御覧いただきたいのですが、検証対象条項数は右にありまして86となり、そのうち委員会のメルクマールに該当したものが9つと、そして差し引きで個別検証の対象となったものが77ありました。その中で法定受託事務が27ありましたので、残り50について検討した結果、3つの規則につきまして4つの条項が該当しました。下のほうに表の2として見直しが必要な3規則と4条項を掲げております。

1つ目は、「老人福祉法施行細則」です。老人福祉法に基づいて老人ホームの設置届け出が義務化されております。市町村または社会福祉法人が事業を開始したときには、老人ホーム事業開始届により、その旨を知事に届けなければなりません、これについては法令上の根拠がありません。特に理由のところに書いてありますが、老人福祉法による老人ホーム設置届の中に記載されている事業開始予定年月日で明らかになるということで、改めて事業開始届については必要がないという考え方に基づくものです。

2番目が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の施行細則です。内容につきましては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び政令」によって、精神障害者がその認定を受けようとする際に、市町村を経由して都道府県知事に手帳の交付を申請することができることとされているものですが、県の細則では知事が却下した際にも市町村長を経由して不承認の通知を行うものとされております。これについては、申請する際には市町村を経由する必要がありますが、却下された場合市町村を経由することが義務付けされておられませんので、これについては廃止を検討するということが適切かと考えております。

3点目は「学校教育法」の施行細則について2点あります。市町村の教育委員会は、校舎以外の建物を、例えばプレハブの校舎などを臨時に仮校舎として使用するときは県の教育委員会に届けなければなりません。あるいはその内容について変更しようとするときも届け出が義務付けられております。これについては、法令等に根拠がないということと、届け出すことについて合理性が認められないということで、廃止を検討することが適切だと考えております。これが条例等について検証した結果の概要です。

1ページ目に戻って、5の「見直しの方向案」の(3)のところですが、現在第2次勧告の中で見直しすべきとされた法律に基づく2つの要領について、今後法改正等の状況に応じて見直すことが必要ではないかと考えているものがございます。これについては、3ページと4ページに資料を添付しております。3ページですが、「県のカモシカの個体数調整事務処理要領」というものがあります。これの根拠が右側に書いてある鳥獣保護法です。鳥獣保護法では、都道府県知事は「特定の鳥獣の保護のための管理に関する計画」を定めることができるとされており、保護管理計画においては、下線部のとおり次に掲げる事項を定めるものとするということで7つほど項目が掲げられております。これはいわゆる義務付けに当たるのではないかとというのが委員会の考え方です。

また、第9条ですが、3項に「環境大臣または都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない」ということで、裁量権を狭めている、限定的に書き過ぎているのではないかという意見等があります。これらについて見直しが進められた場合に、市町村から県に対しての申請手続の流れが見直しを迫られるという可能性があります。

次に、「国土利用計画法に基づく土地売買等の許可申請等に係る事務処理要領」です。これは、農振地域など、市街化調整区域等の一定の規制区域に所在する土地の売買等について届け出を義務付けている法律に基づく処理の内容です。これについても右側の国土利用計画法の中に2として、「市町村長は前項の規定により申請書を受領したときは遅滞なく意見を付して都道府県知事に送付しなければならない」とされており、その「遅滞なく意見を付して」という部分が、義務付けに当たるのではないかという指摘を受けているものです。そして、3項のところにも「届け出があった場合について準用する」ということになっていて、これも義務付けに当たるのではないかという議論がされているものです。これが見直されますと、左のほうの県の要領につきましても一定の見直しが必要となるという可能性があるものです。

また1ページを御覧下さい。5番の見直しの方向案の(4)ですが、県による見直し案について市町村のほうに意見を照会いたしました。その結果ですが、修正意見はございませんでした。ただ、1規則、1要領につきまして、事務処理方法ですとか、運用に関する意見がございました。

これは5ページになりますが、別紙2で内容を掲げています。簡単に御説明をさせていただきます。1番目は、「国土利用計画法に基づく無届け取引の防止等に関する事務処理要領」の関係ですが、奥州市のほうから、知事への報告等に添付する書類について、現在の登記簿謄本を添付してくださいとありますが、これについては国からデータが提供されていることから、不要ではないかという御意見をいただいております。これに対する担当部局の考え方ですが、無届けとして報告されるものの中には、競売や民事調停など、特殊な事例が含まれているということもあり、そういった場合には国の提供データでは確認できないということで、要領のとおり登記簿謄本の添付を引き続きお願いしたいというものです。

2点目は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行規則」の関連です。先ほど規則のところでも若干説明しましたが、不承認の場合、市町村を経由しないで直接御本人に通知すると改めることに対して、一関市のほうからは、不承認である旨の連絡だけはいただきたいという御意見がありました。担当部局としましては、御意見の趣旨を踏まえて運用したいと考えています。

また、久慈市からは、不承認となった方に対しては市町村から家族へ連絡後通知するなどの対応をとってきたという状況があるので、廃止する場合には本人や家族に事前に説明、連絡をしていただきたいという意見、要望が出ております。これに対しては、不承認の場合であっても、必要に応じて本人、家族に説明するなど、円滑に進むような取扱いについて検討させていただきたいということです。

3点目ですが、「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」というものがあります。商業施設等、大規模な商業施設等を立地する場合に、現在の規定では立地市町村及び立地市町村に隣接する市町村の長にその旨を通知するとされております。また、隣接市町村に準ずる市町村についても、指定することにより通知を行うという制度がありますが、花巻市から、県からの通知については立地市町村及び隣接市町村のみであるということで、準隣接市町村という指定をしていただいて、幅広く情報提供が必要ではないかという御意見をいただいております。担当部局としましては、準隣接市町村の指定に当たり、指定を申請する可能性のある市町村に対して県からも積極的に情報提供を行い、判断の参考にさせていただきたいと考えています。

また1ページ目に戻りまして、今後の見直しの進め方についてです。今後第3次勧告がなされる予定です。その中で特に問題があるとされた協議、同意、認可、許可、承認、あるいは計画等の策定とその手続などの勧告も予定されていると伺っており、これらを今後参考にしながら県の条例等の見直しを引き続き進めることとしたいと考えています。

資料の中で御説明しませんでした。検討の対象となりました条例等については参考ということで添付させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明については以上です。

○加藤副座長 ありがとうございます。以上、御説明がありました。これにつきまして、この後御質問、意見等を伺ってまいりたいと思います。非常にそれぞれの項目、細かい面がありまして、なかなかわかりにくかった面もあるかと思えます。

まず、全体的に印象としてどうですか。対象の条項、見直し、全体で86項目で見直し対象4つということですが、この辺についてボリューム感等につきまして、御意見なり印象なり伺いたいと思います。

では、小笠原委員。

○小笠原委員 検討対象86件というのは、これしかなかったということなのか、ほかにもっといっぱいあるのだけれども、これに絞ったということなのか。

それからもう一点、検討した具体的な方法はどのような手順で行われたのかという点をお尋ねしたいと思います。

○工藤副部長 条例等の絞り込みの関係ですが、今県で条例とか規則等についてデータベ

ーす化しております。その中で市町村というキーワードを打ち込み、洗い出しをかけて、そして絞り込んでいったというものです。したがって、市町村にかかわる条例等については、データベースの中から適切に検索できたものではないかと考えているものです。

具体的な検討の内容については、担当課長から説明させていただきます。

○和山主幹 担当課長の和山と申します。まず86件のすべての条例、規則等を洗い出しをしました。それについて、法定受託事務についてはさきの第1次分権改革の際に県として一旦検証していましたので、それを除いています。残ったものについて、国が設定した基準について一通り検証しました。その次に、国の基準では特に問題がないものについて、さらに先ほど申し上げたような検証の方針の欄に、アからオまで単なる奨励にとどまるものか、事務の内容に合理性があるかといった観点から、私ども地域振興部でも見ましたし、県庁の所管部局にも見ていただいて、さらに市町村にも照会をして御意見を伺って検証したという手順です。

○加藤副座長 よろしいでしょうか。

恐らく、本当にこれだけなのか、少な過ぎるのではないかという印象なのだと思います。国で法令の義務付け、枠付けというのを検証したときには、たしか全体で10,057項目ある。メルクマールに該当しなくて見直しが必要だということを分権改革推進委員会が提言したのも4,076とか、そのぐらいだったと思うのですが、それから見ると、本当にこれだけなのかということだと思うのですが、今も説明ありましたように一通り全部当たってみた結果ということですが、恐らく、国の場合には逆に、ある意味法令に限定がないのです。市町村のほうだろうと県のほうだろうと、法令で決めてしまえば書けるというところがあると思うのですが、県と市町村の関係においては、また10年前の分権改革の流れもありまして、基本的には条例なり要綱というのも自分のところにおいては自分で書く、自分で規定するというのが中心になっていますので、あまり県で市町村のことを直接的に規定するというのは少ないのだと思います。私もこの資料を見たときに、本当にこれだけなのかという印象を持ちましたけれども、結果的にはそういうことになっています。実際市町村のことを規定するにしても、何らかの県の補助金の交付とか、法令に基づく実際の施行規則とか、施行細則の中で定めているとか、そういうものにとどまるということが多いので、こういった結果になっているのではないかと思うのです。この辺はちょっと私の主観も入りますが。

今担当のほうから、検証の方向とか、検証の方針、こういった形で検証したということをお知らせしましたが、その中身なり内容、あるいはこういうふうな基準なり絞り込みとかをしたわけなのですが、その辺のところでもっとこういう視点もあってもいいなとか、ちょっとこの辺が抜けているのではないかと、その辺の御意見がございましたらお願いし

ます。

田島委員。

○田島委員 本来あるべき姿というのは恐らく義務付け・枠付け、関与についてですから、されているほうがどう思っているのかを聞いたほうがいいのではないかと思うのです。本当は市町村で何か委員会をつくっていただいて、そこで検討するほうが手続的にはいいと思うのですけれども、恐らくそれはそう簡単にはできないだろうと思いますので、今回はこういう形で県を中心にやったのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○工藤副部長 本来であれば市町村にとっての大きな課題だということで、田島委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、35の市町村がありますので、これを検証するにも非常に膨大な作業が必要だということ等もありまして、県で先ほど御説明した方法により抽出をして、検証し、さらにその結果を市町村に提供して、市町村の目線で、県民目線で見ていただいたというもので、やり方についていろいろあるかと思いますが、御理解を賜ればと存じます。

○田島委員 否定しているわけではなく、これからずっと進めていく上で、市町村がそもそもどう思っているかが重要だと思います。市町村でもこういうことをちゃんと取り組んでいくということが大事なのではないかと思います。今回はいいですよ、これはこれで仕方がないと思うのですけれども、そうしていかないと、ずっといつまでたっても県が市町村のことをずっと市町村のかわりにやっていくというやり方で、果たして分権的なのかとちょっと気になったものですから、質問させていただきました。

○工藤副部長 ありがとうございます。各部等でそれぞれ条例、規則、要綱等を持ちまして、制定し、制度運用しているわけですが、その中でその都度市町村の担当部課係のほうから意見をいただいている。これは分権という視点から見たらどうなのかという意見等もいただきながら、基本的には作る際にその都度やっているものです。そういった結果が私もちょっと意外だったなと思っておりますけれども、義務付け・枠付け等の過度な関与についての規定が4項目。そういった日頃の業務の中でも市町村と連携をとりながら、不断の見直しをするといった気持ちで業務を進めていきたいと思っております。

○加藤副座長 平木委員。

○平木委員 同じような趣旨の発言になりますけれども、これを私拝見したとき確かに市町村に意見を照会した結果、修正意見はなかったと。それで、先ほど御説明があったような運用に関する意見の御説明がありましたけれども、修正意見はなかったのかと思いました。

確かに今回の作業の進め方としては、これは一つのステップとして分権改革推進委員会

が示したメルクマールとか、そういうものに従ってきちっと検証した結果、県としてはこうですよということだろうと思います。ではこの機会に、それで後のほうの各項目についての説明が資料添付されていますが、例えば景観形成とか環境問題とか、市町村も一緒にやりましょうねと県が言って、それでこれは単なる奨励にとどまるからいいではないかとしておられますけれども、現段階ではこのステップとしてはいいと思います。県が呼びかけるのはいいですけれども、そういうふうと一緒に努めるものとするとか、そういうのを県が市町村に関することをもう言わないというふうに、次のステップとしては考えるべきではないか、そういうのを県がこの時点で率先して取り組んでもいいのではないかと思います。逆に市町村の立場からは、そういう次のステップはこう行こうよという意見がたくさん出てきていたのではないのかと思ったのですけれども、そういう御意見があまりなかったようなので、おやと思った次第です。

○加藤副座長 市町村のお話になってきたと思うのですけれども・・・。

役重委員。

○役重委員 この項目でもし妥当な話題でなければお許しいただきたいのですが、この義務付け・枠付け、関与についてということは、今の御説明でよくわかりました。けれども、県として条例、規則、要綱等を持っている、いわゆる県の固有の事務、自治体としての県の固有の事務という中からその規定について拾われたのだということなので、それは恐らく網羅しているでしょう。事細かないろんな手続、出さなければいけない書類は、実務上からいえば面倒だなというものは確かにいっぱいありますけれども、それはそれで一つの仕組みで動いているのかなという中で、ある程度こういう基準でチェックされたということは妥当な線だったと思っております。

ただ、これがこの枠の議論の中からは外れるかもしれないのですけれども、市町村の実感としては県とのいろいろなやりとり、関係はその県の固有の事務、この枠組みの中の話というのがほとんど半分ぐらいの感じのボリューム的なイメージを持ってしまして、あとの半分は、あるいは半分以上は国の事務を県としてまとめている、取りまとめて報告しているとか調整しているとか、そういうもののやりとりのほうが実は市町村にとってはボリュームが大きいし、重要性も大きいという面があります。

それで、実はそういう場面においては、ここで言っている意味とはちょっと違うかもしれませんが、かなり県の関与がきついなという実感があります。というのは、国がこうだという要綱とか要領を示すと、それが農政局とかいろいろ通じておりてきて、県の担当者の方が解釈するときに非常に文言どおりの、自分にはもう解釈権がないと、国がこう言っているからこうだということで、非常にそこが狭くなってしまふ。実は国のほうに直接問い合わせてみると、そんなことはどうでもいいよということが結構あります。

こういう事務以外のものについては、当然条例とか規定とかないでしょうから、恐らく今回の話の枠組みからは漏れている、対象外なのだと思いますが、やはり市町村の自立ということを考えていったときには、その国の事務についても非常に重要な県のお仕事ですので、包括的に、もう少し幅を広げて、視野を広げて見ていただいて、ある程度任せていくということをどこかで御検討の中に入れていただけないものかという印象を持ちましたので、つけ加えさせていただきたいと思います。

○工藤副部長 法定受託事務、国の事務を地方公共団体をもって遂行させるという性格の業務ですが、これにつきましては検証の過程の中にあり、法定受託事務、機関委任事務につきましては第1次分権改革の際に一応整理が済んだということにされていまして、実は今回の検証の対象にしなかったということです。かなりの部分を、特に県、市町村、この法定受託事務が占めており、結果として今回の検討対象となった条例等の数も少なくなつたということで、実感とかけ離れた部分なのかなと思っております。

法定受託事務につきましては、これも含めましてもっと身近な市町村に権限を移譲して、生活者視点で行政を進めるべきだという考えについては全く同感で、県としましては市町村中心の行政システムの構築ということで、特に花巻市につきましては本県で一番権限移譲を受けていただいており感謝しております。今後ともそういった方向で進めなければいけないと思っております。

○加藤副座長 ちょっと補足をします。今法定受託事務に絞ってお答えしたと思うのですが、自治事務についての話でも国が決められている事務に伴って県が市町村に義務付けたり枠付けたり、県が役回りとして出てくると、法令で規定してあってというのが非常に多くあると思います。それら形式上の問題ではあるのですが、法令の話なので、今現在分権推進委員会を通じて、あるいはそれを受けて国の省庁が見直すということがございます。

法令に基づく事務、かなりきめ細かにありますので、それが実現していけば今回提出させていただいたものと相まって、大分、県と市町村の関係も変わっていくのだろうと思います。県がいろいろ口を挟むというか、その間に出てくるというよりももう市町村に任せるとか、市町村にゆだねる、市町村に考えていただくという部分がかなり増えてくるのだろうと思います。

あと法令で一応県と国、県と市町村の関係が書いてあって、さらに法令単位でおさまり切らずに、それが条例や細則に落ちている部分については今回の対象でもチェックをしているということで、後ろに見直しが必要になったというよりはむしろ何々法施行細則と書いてありますので、多分そういう関係のものなのですからけれども、その部分については県がある程度そこを決めるということになっていきますので、直すところは直すというところでやっているということです。

先ほど県が国の法令等に伴って出てくるという部分、これについてどうなのだという御指摘がありました。基本的には法令の見直しもあるわけなのですが、実際の運用の中ではおっしゃられたような意見、非常に重要だと思います。どうしても法令があると地域の実情を考えるより国のほうを意識してしまうというようなところが確かに少なからずあると思いますし、私も国で担当していたときはいろいろ項目について県から問い合わせを受けたりして、それはもう県が考えていただいて結構というのかなりありました。ここは岩手県だけの問題ではないのかもしれないのですが、国のほうに伺ってというようなところもあると思いますので、この辺は意識改革なりということも県としても自分で決めているもの以外のものについても、実は拘束がそこまであるのかどうかということもありますので、もともとの仕事の仕方とか、そういうものは検証していかなくてはいけないとは思っております。

○加藤副座長 よろしいでしょうか。

北村委員。

○北村委員 今の役重委員の御意見は、私は非常に面白いなと思って聞きました。今回の見直しの前提ですが、形式的に市町村と書いてあるものをそもそもピックアップしたところから話が始まっております。役重委員はそこに書いていなくても結構もつとあるということだと思います。

例えば都市計画法6条の基礎調査があり、県は市町村に協力を求めることができると書いてあるのです。でも、市町村は協力しなければならないとは書いていない。そのときに県はどういう気持ちでいるかということ、恐らくするものだとしてやらせているのではないかな。けれども、市町村に義務はない。こういうようなものは、その解釈をどうするかによって、市町村に対する物言いというのは全部変わってくるはずなのです。こうすると見えない、あるいは県が法律解釈によって何かをさせている。しかもそこには要領も施行条例も要綱もないという恐らく見えない義務付け的なものになってはいないか。それは多分漏れているはずですから、そういう目で見てみるというのがひとつ必要かというような気が、今のやりとりを聞いて思いました。

これは前回議論すべきであったのかもしれませんが、今加藤副座長のほうからそもそもの全体の枠組みについても議論してほしいということでもございましたので、一言なのですが、これは見直しの基準です。分権改革推進委員会の例のメルクマールを使っていらっしゃるということでもございました。分権改革推進委員会のメルクマールは国と自治体の役割分担の観点からつくってある話なのです。だから、自治法の1条の2のみの世界の話なのです。ここでは、恐らくは自治法で言うと2条の3項と5項の観点から考えるというのが見直しの理屈のはずなのですが、なぜに国のメルクマールが使われたのか。ここは全国的

に統一して定めることが必要とされるという基準なのですが、本来県の独自事務をやるなら、全県的に統一して定めることが必要だという観点から見るといはずになると思うのですが、そこはということなのか、実質的にそういうことを意図しての上なのか、いただいた資料の中では十分出てこなかったの、確認でございます。

最後なのですが、見直しの3規則について、見直しが必要だと書いたことは勇気が要ることだと思います。恐らく制度ができたときには何か経緯があるはずなので、むしろ見直し対象だというふうに今回認定されたものが、なぜ県庁でそういうのが書かれたのか。そもそもなぜそういうことが書かれてしまったのかというあたりは、今後そういうことを書かないということをストッパーをかけるというような、余計な関与をしない乱造しないというような、教訓というのはちょっと大げさですけども、そこまでこの作業を通じてご認識なさっていただければ、この際ご披露いただくのも情報としてはよろしいかと思えます。やっていなかったらちょっとご自分の中で想像して、こんなことがあったのではないかなということがわかれば、より一層後の作業に有益な情報が出るのではないかと、こういうふうに思っております。

○工藤副部長 1点目の国のメルクマールを用いた理由ということですが、分権改革推進委員会の検討状況を踏まえて県でもやってみようということで、国を県に置きかえた形で、県と市町村という形でそのまま分権改革推進委員会の考え方を踏襲したもので、ほかにいい基準がなかったということがあります。ただいろいろ検討する中では、資料の中でも掲げさせていただいておりますが、事務の内容に合理性があるのかと、あるいは交付申請等に当たって必要不可欠なものであるのかと、あるいは市町村が自らの意向によって申し出るものなのかどうかという視点も加味しながら検証したものです。

それと、3規則、4条項について見直しが必要という結果が出たわけですが、この3規則、4条項とも、各部のほうから、どうしてこういうふうになったのだということでお話を聞いたところ、いずれも国のほうから手続のためのいわゆる準則、こういうふうにしたらいいいですよというひな形が示されていたというものであったということがわかりました。あくまでも国が示すものについては、それが一つの例示だというわけですが、それをそのまま事細かに、検討しないままに当てはめてきたということが原因としてあったのかと思っております。今回のこの検証作業を通じ、やはり独自の目線で国から来た準則であってもチェックすべきだと、そういうことの重要性について認識しましたし、職員の全体を通じての意識改革という意味でも一定の効果があったのではないかと考えているものです。

以上でございます。

○北村委員 ありがとうございます。特に県と市町村の関係への適用の妥当性を十分に

考えずに国の準則を使ってしまったわけですね。

○加藤副座長 では、藤尾委員。

○藤尾委員 先ほど平木委員の発言の中にございましたけれども、ワンセットといいますか、今の段階ではというようなお話で、非常に寛容的にいろいろと受けとめていただいていると感じているのですけれども、これは県民目線で考えてみた場合、この結果だけを見ると納得性という面では何か不完全燃焼といいますか、わかりにくいところがあると思うのです。これはやっぱり最終的には県民目線で納得できるかどうかというところだと思うのです。なぜ義務付け・枠付け、関与について今見直しをしているかということ、これは市町村の自立性を高める上で必要な裁量権を拡大しようということと、それからもう一つは義務付けだとか枠付け等々によって無駄なことが行われているのではないか。だから、見直しによってどれだけのコストが削減され、人員が削減されるか、そういう明らかな見直し効果というものを本来はお示しをしてやるべきなのです。そうでないと県民にとってはわかりにくいです。これは役所間のやりとりだけになってしまって、理念だけが先行して、これで地方分権が進んだとか進まないとかという、そういった議論だけしていたのでは、これはもう県民は納得しないわけです。

ゆくゆくは、そういった具体的な見直し後の効果もといったようなことは示してやるということだと思いますし、もう一つ、工藤副部長が言ったように、これに携わっている職員自身の意識改革というのもこの分権推進会議の一つのねらいなので、まだまだ意識の面でもっと発想を変えなければならないというところはございます。そういったところは、具体的に御指摘をいただきたいと思います。例えば先ほど平木委員のお話もございましたように、県による市町村への義務付け・枠付け、関与の見直し検討表というのがありますけれども、奨励にとどめる条文になっているから現行どおりでいいという理屈はないのです。県がそこまで書く必要があるのか。もしもあえて書きたいのであれば、このように県としては思うので、市町村にお願いをすることにするとか、そういう表現だってあるわけです。このことについては、もうこれ以上中身に突っ込んで検討はしていない、県民の立場から見た場合これで納得がいくのかと。そういうそもそも発想が今の段階ではそういうところにとどまっている。

それから、例えばこれは同じ参考の資料の1 4に自治振興基金条例というのがあります。これは市町村に資金を貸し付けるための制度なのですけれども、1 4というところがありまして、知事は必要があると認めるときは検査できるとあるのですけれども、対等な関係でありながら検査する、されるではないのですよ、これは。基金というのは、皆さんからいただいた税金が原資になっているのです。したがって、申請したとおりの使い道、そのとおりやってもらえばいいわけであって、間違ったら直せばいいのです。市町村

が悪いことをするというのはいないのですよね、本来的には。そういう前提に立って、こんな検査できるといった規定もやめてしまったっていいのですよね。どうしてそういう発想が出てきていないのか。やっぱりまだまだ意識の面で、私も県の職員ですがけれども、遅れている。そういう発想を変えるということもこの分権推進会議のねらいなのです。

今の段階では、100点満点目指してもなかなか難しい。ただ、今の段階では国のメルクマールなども参考にしつつ、できるだけ分権に近づこうというその努力だけは今日のペーパーの中にお示しできているのではないかと思います。けれども、そこもやっぱり県民目線で見ただいて、わからなければわからないと、おかしいのではないかということは、どんどんお話ししていただきたいと思っています。いずれこれは、平木委員におっしゃっていただいたように一つのワンステップ、今の段階ではこういう状況だということだけをおわかりいただきたいと思っています。

○加藤副座長 小野委員。

○小野委員 市町村というキーワードでということ、例えば見直しの規則の老人福祉法の知事に届け出なければならないという、その事業開始届を届けないというものに関しては、ほかの事業、例えばデイサービスの事業とか、障害の関係の制度の中でもそういうことがあるわけなのです。先ほど藤尾委員が言われた県民目線で見ると、「何で老人ホームの事業開始届だけ出さなくていいのだ」というようなことになるわけで、実際我々の障害福祉サービス事業も県に事業開始届を出しているのに、そういう同じような手続を踏む制度との整合性というのをどの程度この中で見られているのかというのが大変疑問だったので、お話ししようと思いました。

一般的な制度の中で市町村が出てくる部分、出てこない部分を問わず、見直しの必要性についてそこまでは今回はあぶり出しをしていないということですね。

○福島副部長 保健福祉部です。ただいまの御指摘については確かに同じような届け出が定められているものが障がい分野や児童の分野に共通的にありますので、今後そういった点を整合性の観点から見直していくということが必要だと感じているところです。

○加藤副座長 佐々木委員。

○佐々木委員 県民目線ということが出てきましたので、あえて申し上げさせていただきます。先ほど小野委員からもお話ありましたけれども、この資料を読ませていただいてまず最初に感じたことは、全体的ではなくて、何で突然にここに設置届不要みたいなのが出てくるのかという上滑りな資料ではないかということです。今までの説明を伺って、いろいろ国のメルクマールとか、そういうものを参考になさったということだったので、それはそれで納得いたしました。今御回答がありましたように保健福祉関係で検討されるときに、パソコンにデータベース化したものでひっかかったものみたいなことでは

なくて、もうちょっと法令の解釈を一つ一つしていただきたいなと思います。

具体的に申し上げますと、例えば地域密着型の解釈一つにつきましても、市町村や県の方々が最初のころおっしゃっていたことにのっとなってやってきましたところ、厚労省の研修会に出たら、実はそんなこと一言も言っていないと研修会の席上で言われまして、それでは今までの指導は何だったのということを一つ一つ感ずるわけなのです。国で示したからこうなのだという解釈をする中には、その方その方の一人一人の解釈があるのですけれども、国のほうで決めてくるところは、もっと大まかな決め方をしているということもわかるわけなのです。ですから、こういうふうに見直しは結構なのですが、もう少し地に着いたというか、私ども現場にいる者、住民の一人として納得するようなものが、届け出一つ廃止したところで何もならないと思うので、申し上げさせていただきます。

○加藤副座長 いろいろ御意見いただきましたが、あくまでもこれはワンステップです。全体の中でまず形式的にできる部分からやってみようというような、そういう限界があるというところがございます。今の佐々木委員の意見等、日々の仕事のやり方や、基本姿勢に関わるもので、しかも全部本当に個別の解釈や指導にわたっていきますと、どういうやり方があるのかというところがありますので、どのような形で意識改革を浸透させていけばいいのかということは課題として受けとめ整理させていただきたいと思います。

全庁的に協力いただいて、しかもさらっとやるということ、どういうふうな形で網をかければいいのか、そういうところもひっくるめて、やり方についてはこちらとしても進め方を考えなくてはいけない面がありますので、大きな御指摘というか、課題をいただいたということで受けとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木(重)委員 鈴木でございます。先ほど以来出ておりますような見直し案、大した数でないなと思ったわけではありますが、この内容を見ましても、開始届を廃止する、あるいは仮校舎での申請などは、頻繁にある事務でもない、大したことない話でありまして、住民が生活する上でどの程度の利便性がどう出るのか、これ以外にもまだまだあるのだろうと思うわけがあります。市町村ももっと時間をかけて、ゆっくり内部においてもそれぞれの市町村で検討していく必要があるだろうと思いました。

また、先ほどどこの市町村が何件の移譲を受けているといったことも数だけで、どこの市町村は何件移譲を受けた、だから進んだとか、市町村別に数字で出てくるわけなのですが、そういった表現の仕方もいかがなものかと思えます。もっと大きな枠組みでいいですか、県の責任、県の役割、何をどこまで県がしっかりやる、例えば教育は県が全てとか、どこまでとか、教育に関しては、医療に関しては、あるいは福祉に関しては、食料に関しては、環境に関してはと、そういったものがしっかりどこかで示されながら県と市町村が連

携していく必要があるだろうと思います。もっとどこかでそれぞれの責任と権限を明確にしながら、県と市町村が対等な立場でいかなければならないと思います。権限だけ移譲になったとしても、市町村もスリム化を懸命にしているわけです。人、財源があわせて移譲になってくるわけではないので、その辺数も含めて議論をお願いしたいと思っています。

○加藤副座長 県、市の役割分担の話、あるいは二重行政とか、そういった問題につきましてはこの会議でも議論になったことがございまして、今年度は政策調整会議で県と市町村の、すり合わせをやろうと、モデル事業を県南地域で今進めております。また次回以降、その辺の進み具合、それを踏まえた議論というか、どのような形で波及なり整理をしていくかということをお場でもお諮りしたいと考えております。貴重な意見でございまして、我々もそういう問題意識は十分共有させていただきまして進めているというのが今の状況です。

いろいろ御意見いただいておりますが、とりあえずこの協議事項の1につきましてはこの辺でよろしいでしょうか。

なお、いろいろご意見いただきまして、また意見言い足りなかったとか、またこういった気づきの点があったということがあれば、事務局のほうにお寄せいただければ、それも踏まえまして今後の進め方考えさせていただきたいと思っております。

では次に、協議事項の2です。市町村の水平補完につきまして事務局から説明をお願いします。

○工藤副部長 資料の2に基づきまして市町村の水平補完について御説明をさせていただきます。

まず、水平補完とは何かということですが、自治法におきまして市町村相互あるいは市町村と県による共同処理等の制度として、次の3つが規定されています。

詳細については2ページの別紙1を御覧ください。地方自治法による事務の共同処理等の制度ということで、協議会の設置、あるいは機関等の共同設置、事務の委託、一部事務組合、広域連合という制度がそれぞれございます。これに基づく設置数と構成団体の数につきましては、棒グラフのとおりになっています。構成団体数だけで見ますと4番目の一部事務組合が一番多いということになっておりますし、設置数では事務の委託が多いということになっています。

どんなことを実際共同処理しているのかということにつきましては、次の3ページを御覧下さい。まず、協議会の関係ですが、本県には12の設置数がございまして、下水道の処理のための協議会や、水道事業協議会、あるいは合同老人ホーム入所判定委員会などがございまして、機関の共同設置ですが、これは障害程度区分認定審査会、そして介護保険認定審査会などがあります。委託につきましては、消防、救急、あるいは国営土地改良施設の

管理使用といったものがあります。一部事務組合につきましては、これは多岐にわたっており、林業、観光、あるいは厚生福祉、環境衛生、上下水道、ごみ処理、火葬場等、あと消防の関係等々がございます。広域連合で実施しておりますのは、次のページになりますが、厚生福祉関係、介護保険ですとか、後期高齢者医療制度の関係、あとはごみ処理、火葬場などという内容になっております。

市町村と県が共同で処理している事例も若干ですがあります。ただ、これは水平補完ということの定義からは外れます。あくまでも市町村同士の補完が水平補完です。例えば事務の委託ということで、生活保護事務の委託、具体的に申し上げますと、藤沢町について、本来県が生活保護行政を担うべきですが、この藤沢町的生活保護事務につきまして一関市に委託しているということが挙げられます。それと、人事委員会を持たない市町村につきまして、公平委員会事務の委託ということで県で受託しているものがあります。

前に戻らせていただきます。2番目は、水平補完が求められている背景についてです。市町村の現状からまいりますと、合併につきましてはその動きが収束しつつあるわけですが、総合行政体としての十分な行財政基盤、あるいは行政体制を有するまでには至っておらず、共同処理するという余地がまだまだあります。あるいは昨今の厳しい経済情勢等々により健全な財政運営が困難になってきているということで、住民サービスを進める上でのさまざまな施策の選択の余地が狭まってきております。あとは少子高齢化の進展や人口の流出に伴いまして本県は急速に人口減少が進んでおり、市町村の職員体制のさらなる縮小も見込まれているような状況です。

また、国のほうの検討動向ですが、第1次勧告におきまして、県から市町村への権限移譲が勧告されておまして、その場合市町村は執行体制の整備、専門人材の養成、確保などが必要となります。また、第29次の地方制度調査会の答申におきましても合併につきましては一区切りだろうということで、自主的に合併を選択する市町村に対しては必要な支援措置を講ずることが適当ということで、現在のような財政支援措置は期待しにくいということが挙げられています。

右側にまいりまして、水平補完に適した事務の特性です。先ほど具体的な例が挙がっていますが、ある程度大規模な人的、物的資源を投入する必要がある業務ということで、消防などが代表的な例です。また、スケールメリットによりまして効率性の向上が期待できる業務ということで、一般廃棄物、ごみ、し尿処理等が挙げられているところです。あと、一つの市町村の区域内における行政需要は余り多くないのですが、一定の地域がまとまれば行政サービスを維持することができるということで、老人福祉施設などが挙げられます。あとは、高度な専門性や、技術等が要請される業務ということで、介護認定審査が代表的な例ということです。あとは、一つの団体の区域を超えて利用されるサービスを提供するた

めの公共交通、あるいは農業用水の管理などの業務が挙げられます。

今後の検討のポイントということですが、1点目は水平補完の必要性ということが挙げられます。分権型社会に対応する一方で厳しい財政状況がある。そして、複雑、多様化、高度化する住民サービス、住民ニーズにいかんして対応していくかという課題がございます。

現状と課題ですが、現行制度による共同処理につきましてはどのようなメリット、デメリットがあるのか、そして今後水平補完を進めるために支障になっているものは何かという見地から検討を加えまして、次回におきましては新たな水平補完が望ましい事務分野を具体的にお示ししたいと思っております。また国の動き、そしてそれらを踏まえた具体的な取り組みの検討ということで御意見をいただきたいと思っております。

最近の水平補完をめぐる話題ですが、消費生活相談等の業務につきましては、市町村の役割分担となります。法律上そういうふうな方向で今動いていますが、それに伴い、例えば盛岡広域におきましては盛岡市が他の市町村から消費生活相談の業務の委託を受けまして、盛岡市が管内の消費生活相談窓口事業を一括してやるという、そんな動きも盛岡だけではなくて複数のところでそんな動きもあると聞いているところです。

そういった状況等を踏まえまして、皆様方からいろいろ御意見をいただきながら、次回またそれを踏まえた具体的な御提案なりをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○加藤副座長 以上、説明がございました。きょうの段階ではまだフリートーキングということかと思ひます。これまでここ十数年来、市町村の行財政基盤の強化とか、市町村による適切な行政サービスの提供と、そのための仕組みの面での議論の中で、ある意味市町村合併単線主義というか、合併、合併なのだということここ数年来来たわけですが、国がその旗を振って、県もそういうスタンスが基本だったということなのですが、合併につきましても10年以上たったということで、今のやり方ではある程度もう先が見えたなというところで、今後はほかのやり方なり、もっと弾力的に方策なり考えなくてはいけないというものです。いろんな地域の実情もあるので、それを踏まえてやらなくてはいけないという中で水平補完、今申し上げたようなそういう共同で処理するような仕組みをもっと考えていったらいいのではないかという議論が国レベルでも出てきていますし、いろんなところから指摘が相次いでいます。

その中であって、もっと水平補完を使えないかどうか、もっと広範に展開できないかという問題意識です。まだなかなか具体的な項目という形にもしがたいところがございます。今回は検討しているということで幾つか示しております。まず、この水平補完の必要性等について、この辺の今の状況といったことを踏まえまして、どのようにお考えになれるのか、御意見をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

私も国でこの仕事を担当していたのですが、なかなか水平補完も昭和40年代ぐらい、一部事務組合とか委託がある程度は広がったのです。伝統的な事務、ごみとか消防とか。それ以降は結構頭打ちで、なかなか広がっていかないところがございます。もっと施設物とか、あるいは人員をいっぱい使うもの、それ以外の日々の業務とか、いろんな市町村の業務等あると思うので、もっと使えないものだろうかという問題意識は国の中にも強くあったのですけれども、なかなか通常の役場の中でやる業務なり事務処理というのには広がっていかないという実態があったのですけれども、その辺でもっとこういう工夫をすればできるのではないかと、御意見等ございませんでしょうか。

では、田島委員。

○田島委員 今回は自由に考えていいということですね。いろいろとサービスによっても広域行政のあり方が変わってくると思いますし、それから県のくくりとか国のくくりとか、広域市町村圏の制度もあります。振興局の再編もあります。それから、いろいろと複雑に絡み合っていて、なかなか検討しづらい面もあると思っています。

あとは国が、今回はないのでしょうけれども、以前だと介護保険だったら広域連合を使えとか、大学でも、これは函館で聞いてきた話ですけれども、最終的には広域連合大学にしたほうがいいとか、いろんな形で、いろいろと言ってくるものですから、そういう意味では、今回は自由に考えてもいいのかなと。その辺を御確認したいと思います。

○加藤副座長 きょうフリートークでいただいた意見も踏まえて、次回どのようにやっていくとか、事務をどういうふうに広げていくのかとか、どういう分野について可能性があるのかとか、そういうことを考えたいと思います。

また、国のほうも地方制度調査会の答申等もありまして、さらにそれがだんだん煮詰まっていくと思いますので、具体にもうちょっと広域連携の仕組み、水平補完の仕組みについてどういうことを考えているかというのがある程度肉づけされ、先が見えてくると思いますので、その辺も踏まえて次回もうちょっと具体的にどのように広げていくべきなのか、いけるのかというところを議論いただきたいと思いますので、きょうは特に限定なく、忌憚のない意見をいただければと思います。

○田島委員 例えば広域連携でも笑えないような話も若干ありまして、例えば以前、消防の再編の委員会があり、その座長をやっていたのですけれども、広域連携というのはブロック単位で振興局管内というくくりでやっています。そうすると、例えば脳溢血などで倒れると振興局管内の中心部にある病院に必ず連れていかれてしまう。実はもっと近くに、例えば盛岡市とかがあって、そっちに行けば命が助かるのに、広域連携がうまくいかないが故に問題になっていることもたくさんあると思います。それは病院が一番例としては大きいと思うのですけれども。一回別な病院に連れて行ってだめだと言われて、また盛岡に連

れてくる間に亡くなってしまうみたいな話も聞いたことがあるので、広域連携の話を、例えば救急なら救急に携わっている人たちに聞いた上でやったほうがいいと感じています。消防のときは装備の関係で県内一つでもいいのではないかという話も出ていたのですが、県内一つという、そういうことも議論してよろしいのでしょうか。

加藤副座長 議論の対象としては排除していませんけれども、基本的には、市町村の事務、市町村が責任を持ってやるべき事務についてどういうふうにしていくかということなので、それを一挙に全県一つということになると、そもそも役割分担として県と市町村の関係がどうかということとも重なってくると思います。全県一区でやるような事務であれば、そもそもそれはもう県の役割でもいいのではないかとということにもなるので、意識としてはまず今市町村が単体でやっているような事務をまとめていくためにはどうしたらいいかということ念頭に置いていました。

そういう全県一区の後期高齢者医療みたいな広域連合が出てきてもいいのかもしれないのですけれども、なかなか全県一区といっても岩手県は非常に大きいですから、実際どうなのだろうかということもありますので、まずは本当に市町村単位でやっているものを、連携し合って、手を取り合ってどうやるか、どうやっていくのかと。なかなか一挙に、では全県でとまでいくのかどうかというようなところはございまして、市町村それぞれやっているのですが、なかなか単体では専門性の問題とか、施設、財政的な、財源的な問題とかで今後のある程度中長期に考えた場合に大丈夫なのだろうかとか、そのままこなしていけるのだろうかとか、そういった事務、その辺を主に念頭に置いていきたいと思っていました。

○田島委員 市町村内部の問題にもなると思います。職員構成を調べたことがありますが、かなり高齢化が進んでいるところもあります。そういうところだと、恐らくこれからどうやって仕事をやっていくのかということで、近所の自治体と協力してやっていくことも必要になってくると思います。それから、広域行政を調べるということは、市町村内部の問題をある程度調べるということになると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○加藤副座長 私の受けとめ方が正しいのかどうかということもありますが、先の対応策の問題だけではなくて、今現在あるいは今後の先々のことを考えた場合に、そもそも今の単体でのやり方なり等で大丈夫なのだろうかという、そういう視点だと思いますので、当然その中には今の市町村の体制なり仕事のやり方で回るのかどうか、そのやり方がいいのかどうか、そこの部分というのをまずは捉えるということがあるのだろうと思います。その答えというか、その一部、それをどういう形で受けとめるかというのは、いろんなやり方があると思うのですけれども、その中で水平補完というのも、一つの対応策として考えられないかという問題の立て方だと思っています。

平木委員。

○平木委員 国の動向も大事ですけれども、この水平補完については私は市町村の主体的な問題であり、それで例えば岩手県も合併を進めた市もあれば、自立していこうという町村もある。私は合併推進論者では必ずしもなくて、この多様性を認めていこうではないかと、それは市町村の選択ですから。

さらにもう一つは、基礎自治体といえども何もフルセットですべてやる必要はないと、お互い協力し合えばいいではないかと思えます。それは隣接するところで協力するというのもあれば、場合によってはネットワークで、遠く離れた者同士が事務の共同処理するということのようなことも大いにあり得るのだらうと思えます。

ということで、水平補完を皆さん大いに自主的に考えてくださいと、そういう多様な市町村ですから、市町村主体に多様に自由に考えていただくのがいいのではないかと思えます。

それには、もちろん分権と絡む話で、例えばよく市民に見えやすいということで、分権の例でパスポートを市町村役場でとれるようになりますが、あれはただ法定受託事務です。それは市民にわかりやすいということで言えますけれども、例えばパスポートは何もすべての市町村、役場でとれなくたっていいし、別に県の振興局へ行かなくても30分、1時間の距離ならば、10年のパスポートで海外旅行へ行こうというときは楽しい思いで行くのでしょうから、計画しているときに、洋服買いに行くついでに、駅前か何かで取れば、結構それで済む話ではないかと。

パスポートを分権の例に挙げるのは、私は最もふさわしくないと思うのですけれども、これを例えば広域の市町村で、どこかの中心の市なり等で、あるいは一番駅に近いまちなり、そういうところで市町村同士で連携して、ではこれはここでとれるようにしましょうというような、そういう分権を積極的に受けとめた上で市町村同士で水平補完していくということもたくさんあり得るのかと思えます。この資料の4にあります地方制度調査会における答申のイメージ図の中の内部組織の共同設置というのがあります。こういうことも例えば会計経理は市町村役場で連携してやってしまうよというようなこともあり得るのではないかと思えます。

ですから、私が言いたいのは、市町村主体に多様性を認め、主体性を発揮して、しかも柔軟に考えてやっていただいたらいいのではないかと思えます。そういうのを必要な支援、応援の仕方があるのだったら、県はなさればいいのではないかと、思っています。

1つだけ、私一部事務組合で、実はある県の事例なのですけれども、たまたま詳しく聞くことができたのですけれども、大きな市と、それから小さな町とでごみの焼却場を新しい高温のものを何年か前につくって、市のほうは生ごみも何も回収して、どんどんそこに

ぶち込んでいくという姿勢なのですが、小さい町のほうがリサイクルの先端の町で、生ごみは世帯の半分以上がバケツで出して堆肥にするというようなところでは、そうすると大きな共同の焼却場に持っていき、燃えるごみも本当にわずかになってきている。分別収集もやっていますから。そうすると、あのときお金出し合って、あんな大きなのをつくったけれども、うちは要らないのだよねという話がありました。社会も、それから住民の意識も新しい発想といえますか、どんどん変化していきますから、一部事務組合をつくったり共同でやるとき、ハードの設計、あるいはコンピューターシステムもこれから特にそうかもしれませんけれども、それに後々縛られてしまうようなことのないように先を見通した、柔軟に変化に対応できるような仕組みを市町村の皆さんはおつくりになったらいいのではないかと思います。そのある町村の話を実地で聞いたときに思いましたので、余談ですけれどもつけ足しておきます。

○加藤副座長 中村委員。

○中村委員 中村と申します。きょう初めてこの分権会議に参加させていただきまして、私は一民間企業の経営者ですので、正直やはり話を聞いていて、行政の仕事の内容について、実はほとんどわからなかったという前提で今までお話を聞かせていただいて御意見させていただきたいと思います。

まず、水平補完という話を聞いて、言葉自体を理解するのに今御説明をお伺いしてやっと理解しました。一つの手法だということは、お伺いできて非常によかったと思います。まず、その手法を生かすために支障となっているものは何かということ、ここで私のほうからは、内情がわからないので意見することはできないのですが、ぜひ県としてこの対応を進めていく上で、市町村で今何が問題になっているか、何が強みで、どこが弱みで、各市町村が強いところと弱いところを、もしかしたら連絡協議会みたいなものがあるのかもしれないのですけれども、ぜひそういう中でうまく取りまとめをしていっていただくような協議をしていけたら、この水平補完という形が生きるのではないかと思います。

部署、部署の対応は、今まではもしかしたらあったかもしれないのですけれども、この分権という言葉の中からはいくと、全体的に見て得意分野と、得手、不得手のところをうまく活かしていただけたら、この水平補完が非常に生きると思いますし、私はそれをぜひ進めていただければと思います。ただ、正直、今ここの中で議論する上で、その内容について、これが悪いからこうだということは、私の今の目線では申し加えることはできないのですけれども、あくまで一市民の考え方として、そうではないのかと思って御意見させていただきました。

○加藤副座長 小笠原委員。

○小笠原委員 今の中村委員の御意見を聞いていて思ったのですけれども、先ほど盛岡市

の消費生活センターのお話が出てきました。県内で消費生活センターを持っているところは市にしかないわけですが、特に盛岡市の場合は全国的にも先進的な取り組みをしており、非常に積極的に消費者行政に当たっている。では、広げて県内を見渡していくとどうか。確かに盛岡市と連携をしている自治体は、よくやっぴらっしゃるようですが、実は今高齢者の悪質商法被害ですとか、そういうものが山間部、郡部、高齢者の多い田舎のほうにどんどん入り込んでいっているという現実もある。ところが、盛岡にはそういう生活相談のセンターがあって、非常によく対応していただけるのでいいのですが、田舎に行くとそういう相談の窓口さえない。市町村によって、随分取り組みの差があるわけです。ということをお自分の立場から考えてみれば、県民が住んでいる地域によって、そういう被害が救われたり、救われなかったりするという差別が出てくるわけです。こうした自治体による取り組みの差別をぜひなくするような方向も、水平補完といった考え方や、望ましい分野というようなものの検討の対象にさせていただけないかという提言です。

これから国の直轄負担金の問題も出てくるようですが、国の直轄負担金問題にしても大阪の橋下知事の例の「ぼったくりバー発言」をきっかけに、こういう流れができてきたわけですね。ぜひ岩手県のような分権会議を持っているところというのは、そんなに全国的にもないわけですから、ぜひ制度とか組織とかというものを超えて、組織とか制度とかに余りこだわらない、何か岩手らしい分権の提言ができていけないものかと。それがまた全国的にも先進的な取り組みとしてリードしていけるような、そういう中身にできないものか。これから論議をするに当たって、我々も含めて、そういう気概を持って論議を進めていただきたいというお願いです。

○加藤副座長 藤尾委員。

○藤尾委員 今の小笠原委員の御意見に全く賛成です。制度とか組織だとか、そういったようなことを超えて、本当に住民目線で地方分権というものを考えていく。さっき平木委員もおっしゃいましたが、国の検討状況は、それはちょっと横目でらむ必要がありますけれども、そういった議論を待つだけではなくて、もうとにかくできるものからどんどん進めていく。例えばここに事務の特性、水平補完に適した事務の特性なんて幾つかありますけれども、そうではなくて、今県内に35市町村あるならば、35通り同じようなことをやっているのです。それを協力できるところで協力したらいいではないかということなのです。では、それによって何が出てくるかということ、結局経費浮きますよね。その経費というものを今地方13兆円の財源不足だと言われているけれども、その足しにしたらいいいではないかと。

要はこの水平補完というのは、2つねらいがあって、1つは同じようなことをまさに共同してやったらいいのだということだけです。それからもう一つは、そのようにして浮い

た財源を、言うなればサービスを将来とも持続可能あらしめるということです。ここが一番住民の方々の関心のあるところですが、したがって、水平補完というのは35市町村が同じようなものを持って、それでやっていくということが地方制度調査会の答申を待つまでもなくて、少子高齢化で、しかも資源がこれから先細っていく中で、そんなことでいいのかという、そういう発想なのです。ですから、これは岩手らしいやり方、発想でぜひ積極的に進めるべきです。そのように思いますし、それからこの検討項目の中にぜひ入れてほしいのは、なぜ水平補完というものが進まないのかというその障害を明らかにすることです。どういったものが考えられるのか、それを取り除けば進むのかどうか、そここのところが一番大事だし、それからもう一つは、この水平補完が進むようなインセンティブが必要だと思います。それから、もちろん最終的に水平補完、共同するかどうかということを決めるのは、やっぱり住民だと思うのです。住民の方々が今35ばらばらにやっているようなことを共同でやる、ではそのことによってどれだけのコストが浮いて、そしてまた新しいことにどれだけ振り向けられるのかという、そういう明確な効果のところを示すことができるような、そういう資料の提示の仕方とか、むしろそういったところのほうが私はこれを進める上では必要なのではないかと思うのです。

○加藤副座長 鈴木委員。

○鈴木(宏)委員 私も今藤尾委員の発言に全く同感です。今新しい仕事、先ほど小笠原委員からも話が出たのですけれども、新しい仕事がどんどん増えてきているのだと思います。犯罪等への対応もあります、地方をどういうふうにして活性化していくのかという課題もあります。その中には物産の開発もありますし、いろんなものを含めて新しい課題が増えてきているのですけれども、なかなか手がついていかない。実際に私の立場で、うちの職員が各地を回りまして言っているのは、市町村で一生懸命頑張って地域おこしをやっているところもあるよ、物産開発やっているところもあるよと。けれども、全然そんなことをやる担当者がいないという市町村もあります。そんなことを考えると、ぜひ共同してできるものはやっぱりできるだけ共同してやるべきだと思うのです。

ただ、共同してやっていくと個性のほうを逆に失っていく心配がありますので、個性はどのような形できちんと残すことを考えながら、共同でできる部分は共同してやっていく。そして、今新しく商品開発、あるいは地域がどうあれば生活が、いわゆる精神的な豊かさを含めて豊かな感じで地域で生活できるのかと、そういう部分をもっと市町村の職員が考え行動できるような形になっていくと、地域活性化にもつながっていくのだろうというふうに思うのです。そのためには、やっぱり一方でお金の問題もありますでしょうし、人の問題もあるので、できるだけ共同してできる部分といたしますか、前にちょっとお話ししたときには事務センターのようなものをもっと充実させて、事務センターで間に合うとこ

ろはどんどんそちらのほうへ進んでいったらいいのではないかとお話ししたこともあったのですけれども、やっぱりそういうふうにして人材を余して、別の活動をさせていくということが大切で、余すということは同時にその方々の能力アップになっていくと思いますし、新しい地域のあり方に大いに貢献していくことになるのではないかなというふうに思いますので、合理化できる部分はどんどん合理化して、共同化できるものはどんどん共同化していくことが大切なのではないかと思います。

○加藤副座長 北村委員。

○北村委員 義務付け・枠付けをどうするかというのも県がどこまで入っていくかということで、県と市町村がゼロサム的になっているわけです。県でなければ市町村ということ、これは理屈としては県の役割、市町村の役割と考えるから、そうなのです。事務処理特例条例も県でなければ市町村だという発想なのです。これは将来的にどう考えればいいかと、ちょっと気になっているのです。例えば県条例の中で市町村を書くのはよくないというのはそうなのですけれども、これはなぜよくないかという県が一方的に書いたからなのです。県議会が市町村に何も言わずに君たちこうだとやるからよくないわけで、だから岩手としては「岩手の県及び市町村の自治の推進に関する協定」のようなものをつくって、それについて何か、これは国際条約みたいなイメージなのですけれども、県と35の市町村長が議会の議決をもらって、何か岩手の自治をこうやって進めるよというような大きな枠組みをつくって、そのもとで例えば議定書みたいな感じで個別の分野について、これはこう、あれはこうというふうにもう少し詰めていくということをするれば、県条例を県議会が議決するのではなくて、一つの条例を県議会も市町村議会も議決することになります。自治法の話をする、それは県の事務ではない、市町村の事務ではないという部分までを含めたものを議決してしまいますから、適法かどうかという議論は当然出てきますけれども、発想としては一緒にやるのだということであれば、「岩手県の」とか、「岩手県内市町村」ではなくて、「岩手の」というような大きな枠組みは、この分権会議のアウトプットのの一つとして発想されていいし、そういうことを多分どこでもやっていないと思いますので、私はそれができればと思っているのです。

今の水平補完に関して言えば、平木委員おっしゃったように基本的には県がこういうことを言うのは大きなお世話だと。そうしたときに、そうではないというには、これは補完的な事務として県がやっているのか、連絡調整的な事務として県がやっているのかということです。あるいは、もしもうまくいかなかったら県民たる市町村民が困るから県が何か言わないといけないのかというあたり。県として水平補完についてああだこうだ言うスタンスというのは何なのかというのは、実はよくわかっていないと思います。基本的な前提は、法律によって市町村に事務が義務付けられているという、国会が市町村にやれと言っ

たところから議論が始まっているわけです。そこに県という存在がどういう資格で、何を目的に水平補完等々のコーディネートをしようとしているのかというあたりが原理なのでありますけれども、これから議論が具体化するという中で、いま一点押さえておいて、できれば事務局としてこういうスタンスでこれを考えますというようなことを言ってほしいと思っています。国の地制調は国の立場として御議論なさいますから、余りその辺は意識的ではないようですけれども、県としてこれを進めるといときには県の役割、立場というのをもう一度クリアにして、地制調でやっているからではなくて、岩手県として事務局がリードしてやっていくところで何が考えられるのかということをお議論いただければと考えております。

○加藤副座長 今のは一定の考えはありますけれども、次回に向けて整理等をさせていただければと思います。

水平補完の関係について、ほかにいかがでしょうか。この辺でよろしゅうございますか。また先ほどの問題とも同様でございますが、何かございましたら意見をお寄せいただければと思っております。

ここで5分ほど休憩させていただきます。

(休 憩)

○加藤副座長 では再開します。

議事の3点目、直轄事業負担金等の検討状況につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○中村副部長兼首席政策監 総合政策部の中村でございます。それでは、直轄事業負担金関係につきまして御説明をさせていただきます。

資料の3ですが、1の直轄事業負担金制度の概要に書いてありますが、国が道路とか河川改修とか、そういった公共事業等を行う場合に地方公共団体が国に対して一定の負担をしているというのがこの制度の中身でございます。

知事会の調査によりますと、平成21年度、地方側で約1兆円を国のほうに負担をしているという状況になっていまして、岩手県は今年度271億円をそのうち負担をしている状況になっています。

(2)の仕組みとしましては、地方財政法に根拠の規定があり、その中で直轄事業の対象が定められていますとか、経費の種目、基準、負担割合等は別途法律または政令等で定められているということになっています。

この1ページ目の右側の下のところをごらんいただきますと、ここに直轄事業と補助事

業の制度の相違を簡単に整理をしています。わかりやすく言うと、補助事業は例えば県が県土を整備する場合に国から例えば2分の1の補助金がでますが、これに対して直轄事業の場合は、国が、本県の場合ですと国道4号が国が直轄で整備を進めている路線ですが、その場合には逆に国のほうが県から3分の1の負担金を徴収しています。

維持管理費ですが、工事が終わって供用開始された場合に、住民の方々がそれを使うコストがかかってくるわけですが、補助事業の場合には満額地方が負担をしています。片や直轄事業の場合には、その維持管理経費に対しても45%を地方が負担をしているということです。これは例えば道路で言いますと、道路のわきに生えている草を刈ったりとか、冬であれば除雪をしったりといったような経費がかかっているということです。その他事務費、人件費等でも両者の制度には、ここに記載のとおりいろいろ相違があるというものです。

それで、また左側のほうに戻っていただいて、この直轄負担金制度の問題点ですが、ここに4項目整理をしています。これまで十分に国から地方の側に内訳等が示されてこなかったこと。対象範囲も、必ずしも明確ではなかった等々がございます。

それから、右側の3の知事会の取組ですが、全国知事会のほうでもこの問題についてはプロジェクトチームをつくってこれまで検討してきました。関係各省庁のほうにも申し入れ、ないしはアピール等をやっていますが、先月7月に全国知事会議がありまして、そこで申し合わせ事項がここに記載をしている5項目です。

1つ目は、対象範囲については今年度から見直せる部分については見直してもらおうということ。2つ目は、維持管理費負担金については来年度から廃止すべきということ。3つ目は、将来的には直轄事業負担金制度そのものを廃止する方向で検討すべきということ。それから、4つ目は、市町村負担金についてで、県が事業を行っている事業に対して市町村のほうから県が負担金をいただいているという仕組みがあります。そちらについても同じような課題がありますので、同様に見直しをしていくべきということ。5つ目は、地方の意見が制度に反映できるようなものをつくっていくべきということを申し合わせをしています。

その次の2ページ目をご覧ください。4の直轄事業負担金の主な論点と本県の基本的な考え方で、ここでは大きく3つに整理をしています。(1)は、いわば当面の改革と行うことができるかと思いますが、説明責任の明確化の観点に立って見直しを行っていくということで、情報開示についてはよりしっかりと相手側の立場に立ってやっていくということ、それから対象経費についても適正なものに見直しを進めていくというのがこの第1点目です。

それから、(2)は、分権の観点に立って直轄負担金制度のあり方そのものを抜本的に

見直しをしていく必要があるということです。

今自民党、民主党のマニフェストでも、この直轄負担金の見直しの項目がそれぞれ掲げられております。民主党は、負担金制度の廃止を記載していますし、自民党も維持管理費負担金については廃止が掲げられておりますので、負担金制度については、いずれ総選挙後に新たな進展が出てくるのではないかなと考えています。

それから、(3)ですが、先ほどお話をいたしました市町村負担金の見直しですが、市町村負担金は、必ずしも国と県の制度等、若干手続的には違う面はございますが、同じような課題が提起をされていますので、こちらについても岩手県としてもしっかり見直しに取り組んでいくということで現在進めています。

主な方向として3点書いていますが、より詳細な情報開示を市町村のほうに提供していくということ。それから、市町村が現在の負担金についてどういう考え方を持っているのか、また、どういうふうに改善をしてほしいと考えているのかといったことについて市町村の意向をお伺いすること。それから、負担金の対象経費についても国と同様に見直しをしていくことで進めたいと考えています。

それから、参考といたしまして、参考1から参考3まで資料がありますが、この中で3ページ目の参考2ですが、こちらが本県における直轄事業負担金の現状です。先ほどお話をいたしましたように今年度予算では県が国に負担する負担金の総額は約271億円で、県の投資的経費に占める割合は約20%です。これは県がここ数年投資的経費の予算額を大幅に減らしてきている中で、直轄負担金の金額そのものはほぼ横ばいになっていますので、県予算に占めるシェアは年々増えてきているという状況になっています。

同様に参考3は、県事業に対する市町村負担金の状況の資料です。この表1で市町村負担金は、今年度予算ベースで県が市町村から負担金としていただいている金額は、約24億円という状況になっています。

その下の表2は、市町村等負担金の概要で、これは主には農林水産部の土地改良関係の事業ですとか、県土整備部関係の道路とか、急傾斜等の事業に対して市町村等から一定の割合の負担金をいただいているという状況です。

説明につきましては以上です。

○加藤副座長 ありがとうございました。残り限られた時間ですが、意見交換をしたいと思えます。

県の考え方等も、県が国のほうに求める部分と市町村のを受けとめるという部分、両方ありまして、こういった整理をさせていただいたわけですが、御意見いかがでございますでしょうか。

北村委員。

○北村委員 質問になるのですけれども、知事会としてはご承知の、今ご披露いただいた考えにまとまったわけでございますけれども、岩手県知事としては特にどういうことをご主張あるいはご議論なさったかというのを参考までに教えてください。

○中村副部長 7月の知事会の場においては、本県知事からは直轄負担金については特段の話をしていませんので、基本的には今回の知事会の取りまとめに本県知事としても考え方は同じということでご理解をいただければと思います。

○加藤副座長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 方向性としてはこのとおりだろうと思うのですが、ちょっと観点が違いますけれども、高福祉高負担という論理、それから利便性が高まっているところの負担の論理を考え、どの辺で納めていくということが落としどころになるのですか。

○中村副部長 この直轄負担金の問題ででしょうか。

○伊藤委員 はい。

○中村副部長 今、伊藤委員から高福祉高負担のお話がありましたが、この負担金の問題は、1つは、事業をやるところがその経費を自ら負担をしてやるのが基本的な原則ではないかというのが考え方の根底にあるのだらうと思います。一方で、その事業を実施することによって、現実にはその地域が一定の利益を受けるということで、受益の範囲に応じて一定のご負担を地元からいただくという仕組みが制度として、また法律でもそういった仕組みが作られ運用されてきたということなのですが、そこが先ほどお話をいたしましたような原則に基づいて、もう一度見直してはという議論の中で今の議論が進められているのかなと思います。けれども、仮にこの負担金を廃止をするということになりますと、原則は、例えば国と県の関係で申しますと、国は県から先ほどお話しいたしましたように約1兆円負担金として頂戴していますので、その分国の総事業費は1兆円増えた中で事業執行しているということになります。仮にもしこれがゼロになるということになると、国が支出する予算が同じであれば、逆に1兆円減った中で事業が執行されるということになってくるものと思われま。

そういたしますと、基本的には、それぞれの予算配分が各地区にされるわけですが、その分の配分枠が減ってくるということも一方では懸念される要素としてはありますので、その辺をどのように考えていくかということも一つの課題としてはあるのかなと私もでは考えています。ちょっと直接的なお答えになったかどうかわかりませんが。

○伊藤委員 どの辺の負担が適正な地域の負担なのかとなると、なかなか難しいのだらうと思います。例えばこのこの3ページの農林のところには土地改良の事業が出て、今までの地域の受益者負担が出てきます。最近の土地改良の問題では、今まで水利権だけの問題か

ら、今度は排水の問題にちょっと入ってきまして、今までの水を配るものから排水のほうまで気配りをしたのだよ、だから市町村負担を増やせと、こういう論理になってきているのです。これはなかなか面倒な議論で、断れないです。あなたのところの洪水対策まで配慮してやって、今までの土地改良とは違うのだから、その分少し負担を増やしなさいと言っているのですが、これはどうしてそういうことになるのかがよくわからないのです。国のほうが予算を減らしてきて、地域の負担を多くさせているということに間違いはないと思っているのですが、理屈のつけかたとして安全、安心を配慮したから負担が多くなって当たり前だろうと。断れないですね。一方農林水産省がそうやってきたのが、国交省の洪水対策だとか水の連動とどういう議論されているのか、全然されていない。連動性が全くないのです。そういうところで押し切られてしまう場合がある。この辺のところは、どこかで整理をされないと、どこかが一回認めてしまうと横並びにみんないってしまって、困ったと思って、抵抗できずにいるのが現実なのですけれども。だから、落とすところってどんなところと聞きたくなるのが、実は単純な疑問なのです。

○中村副部長 この負担割合をどうするのかというのは、そういったことも含めて市町村と御相談、御協議をさせていただきたいと思っております。ですから、県が今、例えば負担割合はこの事業についてはこれぐらいが見直し案として適正な割合だというようなことを現時点で何か考えがあるということでは必ずしもございませんので、お答えにならなくて申しわけございませんが、そういった制度の仕組み、具体の負担割合等も含めて、いろいろと市町村側の御意見もお伺いをしながら見直しを進めてまいりたいと考えています。

○平木委員 今の伊藤委員のお話を横で伺っていて、すごくわかるなという気がしました。というのは、多分霞が関というのは工事を絶対に減らさない。もうこれだけの基盤が整ったのに、またさらにやる。砂防ダムでもそうです。山の中までどんどん造って行って、それでも鉄砲水は起きているわけですけれども、分権改革の青臭いことを言えば、本筋から言えば、あくまで権限、財源を含めて国内の事業はどんどん自治体が受けとめていく、要求していくということだと思っております。

それで、この問題を考えるときにやはり思い出すのは、まだ現実に動いていることですが、分権改革推進委員会が打ち出した勧告に基づいて1級河川と国道の直轄部分の、たしか委員会は最初は、維持管理は自治体にと言ったら、では整備も含めて自治体に渡そうではないかといっていました。ただそのときに、未だに各県、全国知事会も足並みがそろっていないというか、しっかり受けとめようとしていない。まず受けとめてからだと思っておりますけれども、その姿勢に、東京で見えていますと非常に地方側の姿勢というのに対していらいら、いらつく点なのです。しっかり受けとめて、もう自分たちでやるのだから、直轄負担金なんて関係ないねという、分権を進める論理からすれば正攻法はそれで

はないかと。そういうことで言いますと、2ページ目の本県の基本的な考え方の2できちっと書いておられる、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業を実施できるようにすべきだという役割分担を明確化して、そうすべきだという、この本筋がぶれないようにしていただきたいと思います。

そのときに、これを基本としながらもというその次のイの項目の最後のところに、（土地改良等）という例示があったので、これは違うのではないのかと思います。土地改良だって都道府県あるいは市町村、あるいは市町村単体でなければ、その市町村の連携の中でどんどん権限と財源を含めて受けとめて主体的にやっていくべきことではないか、それが地方分権改革ではないかと。だから、この土地改良というのは、これは国がやるのが当然のように例示で括弧、ぼんと書いてあると、これ違うぞという私なんかは事務局にちょっといちゃもんつけたくなくなってしまうところです。

○中村副部長 土地改良の関係のお話でしたが、土地改良の場合は他の公共事業とまた若干性質が異なる部分があると考えて、例示でこのように書かせていただきました。特に圃場整備というものに関しては、通常の道路ですと、かなり不特定多数の方がそこを使うわけですが、圃場整備は、基本的にはその農家の水田の区画を大きくしたりとか……。

○平木委員 それはわかっているのですけれども、それを分権、しっかりと県なりが、国の事業ではなくて地方の事業として受けとめてしまえば、そうしたら個別の農家の受益者負担というのは、一定のものは負担してもらわなければいけないと思いますけれども、先ほど伊藤委員がおっしゃったように国がずるずる、ずるずると事業量を減らしたくないがために、ずっと続けていくようなことも必要なくなるのではないですか。だから、まず分権をきちっとかち取っていくと、その上での今度は県内の話だと私は思っております。

○中村副部長 わかりました。基本的には、今国営でやっているようなものについても地方がしっかりと引き受けるべきではないかというような御意見だと思います。

今の御意見等も踏まえて、今後のあり方については検討させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○加藤副座長 まだまだちょっと言い足りないところがあるかと思うのですが、時間がそろそろまいりましたが、よろしゅうございますか。

小野委員。

○小野委員 道路に関してよくわからなくてお聞きするのですけれども、国の委員会では、国道平泉バイパスは県道に替えると言うことで出ておりますけれども、県の道路の場合というのは結構いろいろ中心市街地とかにたくさんあったりしているのですが、そういうことが出来づらいというのは、やっぱり財政法とか道路法の関係なのかということをお

聞きしたいのです。例えば、一ノ関駅前でも地下道なんかでイベントをしたりするとき、やはり県の管轄なので、どうしても県に許可をとりに行く。では、普段どうかというと、真っ暗で、暗いイメージで、本当にだれも近寄らないような感じの地下道になっている場所が多くあります。市民側が協力して道路維持や協力できる体制をつくっていくことが必要と思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○加藤副座長 個別の路線の話はともかくとして、基本的にそういう分権の中でもっと役割分担を地方、県なり市町村に寄せるといふか、移譲しろといふのは、そういう地域のニーズなり需要に応じて、いろんな行政サービス、あるいはこれは今のそういう使用許可の話とかも相通ずると思うのですけれども、そういうものを展開できるようにするためといふことなので、方向性としてはそういうことなのだろうと思います。

○加藤副座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、最後、報告になりますが、地方分権推進のための国の制度改正等に関する提言につきまして事務局からお願いします。

○工藤副部長 ことしの3月18日に岩手県分権推進会議といたしまして、鳩山内閣府特命担当大臣、そして丹羽地方分権改革推進委員会委員長あてに分権会議の議論を踏まえた提言書を提出してまいりましたので、その内容につきましてご報告申し上げたいと思います。

内容につきましては、権限移譲のさらなる推進、そして国の過剰な関与等については是正、そして二重行政の解消、最後になりまして地方事務のあり方についてのさらなる見直しということで、以上4点につきまして座長であります岩手県知事、達増拓也、そして委員会の名簿を添付した形で要請、提言活動をいたしました。内容については、事細かには読んでいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○加藤副座長 それでは、最後になりますが、この際何か御発言等ございましたら承りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

○加藤副座長 それでは、熱心な御討議ありがとうございました。

事務局から事務連絡等ございましたら、お願いします。

○和山主幹 事務局から事務連絡がございます。この会議は今年度3回の開催を予定しておりますけれども、次回は11月5日木曜日、11月5日を予定しております。3回目の会議は、年が明けまして2月4日の木曜日を予定しておりますので、日程の調整をよろしく願いいたします。

3 閉 会

○和山主幹 それでは、本日の会議はこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。